

「学際的・国際的アプローチによる自殺総合対策の新たな政策展開に関する研究」

### 総合研究報告書

研究代表者 本橋 豊 自殺総合対策推進センター長、京都府立医科大学特任教授  
研究分担者 椿 広計 統計数理研究所名誉教授  
研究分担者 清水康之 NPO法人自殺対策支援センターライフリンク理事長  
研究分担者 澤田康幸 東京大学大学院経済学系研究科教授  
研究分担者 伊藤弘人 国立精神・神経医療研究センター部長

**研究要旨:【目的】**自殺が多様かつ複合的な原因及び背景を有することに鑑み、保健医療のみならず他部門との連携の在り方を含めた学術的基盤を学際的・国際的観点から強化し、国際的動向を注視しつつわが国の自殺総合対策のさらなる推進に貢献することを目指した。平成 26～28 年度の研究期間において、研究フォーラムやシンポジウムを通して研究者相互の連携と情報共有を図り、我が国の新たな自殺対策推進、とくに改正自殺対策基本法の枠組みおよび新たな自殺総合対策大綱の改定に実質的かつ重要な学術貢献を行うことを目的とした。

**【方法】(1)自殺総合対策の新たな政策展開に関する研究:** 4 回のシンポジウム及びフォーラムを開催し、研究代表者および研究分担者の研究チームが実施した政策研究の成果を共有し、改正自殺対策基本法の理念構築及び内容改訂への基盤を提供した。

**(2)エビデンスに基づく自殺問題の総合対策の確立に向けた研究:**本橋らの研究チームは既存の官庁統計を用いた自殺実態解明の地域自殺実態プロファイルの開発を行い、地域自殺対策政策パッケージ開発につながる研究を実施した。椿らは、応用統計学の手法を用いて、自殺死亡率の時空間分布を明らかにする研究を行った。澤田らは、韓国の鉄道自殺に関する実証的研究を実施した。伊藤はWHO及びOECDへの訪問調査によりメンタルヘルス政策の世界的動向を調べた。

**(3)国際的動向を踏まえた我が国の自殺対策の政策展開の可能性に関する研究:**本橋らは韓国及びアイルランドの自殺実態に関する調査を訪問調査により明らかにした。

**【結果および考察】**平成28年4月に施行された改正自殺対策基本法の策定にあたっては、清水がNPO法人代表として立法府に働きかけることにより、改正自殺対策基本法の理念の明確化に反映させた。その基盤となったのは本研究班における「自殺対策の知と行動の統合による自殺対策の推進」という課題設定であった。本橋らの自殺実態プロファイルと政策パッケージの概念構築は、改正自殺対策基本法で示された地域自殺対策計画策定の支援ツールとして国の施策に採用された。椿らの応用統計学の自殺対策への展開については、総務省が推進するリモートアクセスオンサイトのシステムを活用した自殺統計データベースの作成へとつながりつつある。澤田らの経済学的観点からの自殺対策研究の成果は日本と韓国の自殺対策の共同研究の促進に役立ち、澤田の著書が韓国語訳されることにより利活用されることになった。井門らの教職大学院におけるSOSの出し方教育の正規カリキュラムへの組みこみの試験的研究は今後の児童・生徒のSOSの出し方教育の進展に側面的支援をもたらす研究であった。伊藤の精神保健及び精神医療の学際的・国際的研究は地域における自殺対策のモデル的提示として有用であった。

## A. 研究目的

自殺が多様かつ複合的な原因及び背景を有することに鑑み、保健医療のみならず他部門との連携の在り方を含めた学術的基盤を学際的・国際的観点から強化し、国際的動向を注視しつつわが国の自殺総合対策のさらなる推進に貢献することが本研究の目的である。平成26～28年の3年間で自殺対策に関する公開シンポジウム・フォーラムを2回(うち1回は国際フォーラム)、日本公衆衛生学会におけるシンポジウム2回、自殺対策基本法の英訳及び自殺総合対策大綱の英訳の公表、ホームページ上での情報提供を行った。国際的な情報発信として、第1回国際自殺対策フォーラムを平成29年1月22日に開催し、ドイツ・ライプツヒ大学医学部の Hegerl 教授の基調講演とシンポジウム「自殺総合対策の新たな政策展開」を開催し、研究全体の総括を行った。また、研究代表者の本橋は平成28年12月から開始された厚生労働省の「新たな自殺総合対策大綱の在り方に関する検討会」の座長として、自殺総合対策に関する最新の知見と意見を取りまとめ、国の自殺対策の基盤となる自殺総合対策大綱の策定プロセスにおいて、本研究の成果(地域自殺実態プロフィールと地域自殺対策政策パッケージ)を国の政策に反映させる機会を得ることができた。これにより、研究のための研究ではなく、ただちに社会実装につながる学際的政策研究を推進するという本研究の大目標を達成することができた。

## B. 研究方法

(1)自殺総合対策の新たな政策展開に関する研究:1)平成27年1月、「知と行動の統合による自殺対策の新たな政策展開」というシンポジウムを京都市において開催した。平成27年10月、「自殺対策の改革へ向けて—公衆衛生からの提言」と

いうシンポジウムを第74回日本公衆衛生学会にて開催した。平成28年10月、「自殺対策の推進に向けた公衆衛生人材の育成」というシンポジウムを第75回日本公衆衛生学会総会にて開催した。平成29年1月、「第1回国際自殺対策フォーラム—自殺総合対策の新たな政策展開」を東京大学小島ホールにて開催した。2)医療の場における自殺総合対策の推進に資する政策パッケージに関する研究(伊藤):平成27年度までの研究成果及び関係者へのヒアリングから、一定のエビデンスレベルにある医療の場における自殺総合対策の推進に資する政策パッケージを集約した。3)平成28年度メディア・カンファレンス(JSSC主催)～日本の自殺対策における報道のあり方を考える～:日本の自殺対策における報道のあり方を、当事者参加型の新たな企画で討議することとし、自殺対策の報道に深い理解を示してきた二人のジャーナリストに話題提供してもらい、その後聴衆と話題提供者が双方向的に議論を交わすというシナリオで実施した。4)自殺対策のための重要なツールとしての地域実態プロフィール:自殺の地域実態プロフィール(第1版)の開発には、平成21年から27年の自殺統計(地域における自殺の基礎資料(確定値)(内閣府)および平成21年から27年の住民基本台帳に基づく人口と平成22年国勢調査(総務省)を用いた。これらを集計し、要約とグラフにより自殺の地域実態プロフィールを作成した。5)地域自殺対策の政策パッケージ～自殺対策計画推進の重要ツールの開発:平成29年1月に開催された国際フォーラムで、自殺対策の政策パッケージの提案を含む討議を行った。これらの討議を通して、地域自殺対策の政策パッケージについての基本コンセプトと有用性について検討した。

(2)エビデンスに基づく自殺問題の総合対策の確立に向けた研究: 1)平成 26 年度には自殺の時空間変動とその要因に関する統計的検討を行った。平成 27 年度には、公的統計情報の利用可能性に関する研究、動的グラフを用いた自殺の地域統計の視覚化とインタラクティブ操作に関する研究等を行った。2)平成28年度には、統計的証拠に基づく総合的自殺対策の構築、クラスタリング手法を活用した自殺のリスク要因分析等を行った。3)経済問題から見た学際的自殺対策研究の推進:第一に、自殺率と生命保険平均保険料との関係に関する分析を継続した。具体的には、OECD 26カ国の1980年-2002年における保険金支払免責期間の独自調査データを回帰分析によって解析した。第二に、日本における早生まれがより高い自殺率につながるという因果関係を検証した。第三に、近年急速に自殺率が高まっている韓国において、鉄道駅のプラットホーム上に設置されるホームドアが自殺防止に役立つかどうかを韓国ソウルメトロより独自に入手したデータを元に検証した。4)「児童生徒のSOSの出し方教育」の研究体制整備～教職大学院における人材育成の体制整備の推進～:自殺総合対策推進センターと北海道教育大学教職大学院が連携して実施するプロジェクトとし、平成 28 年度においては、教職大学院における学生を対象とした人材育成のための教育体制の整備を図る方策について検討した。4)インターネット・モニター調査にもとづく若者の自殺に関する大規模調査分析結果とその意義～自殺念慮は解消しないのか～:日本に在住する25～44歳を対象にインターネット・モニター調査として2016年2月に実施した。

(3)国際的動向を踏まえた我が国の自殺対策の政策展開の可能性に関する研究:

1)平成 26 年度には米国の保健医療政策の動向から見た自殺対策の方向性に関する研究(ハーバード大学公衆衛生学部のロバート・ライシュ教授への訪問調査)、平成 27 年度には韓国の地域づくり型自殺対策の現状と課題(韓国華城市の訪問調査)、平成28年度にはアイルランド共和国における自殺対策～その死因究明制度と全国自傷登録制度並びに自殺対策への波及効果を中心に(アイルランド自殺研究財団の Arensman 教授への訪問調査)を行った。2)WHO の自殺対策の動向～mhGAP Forum の概要と地域自殺対策ツールの開発～:2016年10月10～11日にスイス・ジュネーブ市のWHO本部にて開催されたmhGAP Forum に参加し最新の精神保健の動向と連動したWHOの自殺対策の展開方法の知見を収集した。

## C. 結果および考察

(1)自殺総合対策の新たな政策展開に関する研究:1)自殺総合対策の基本コンセプトとして、知識が「知の体系」においてのみ意味を持つのではなく、行動や実践と統合されてこそ知の展開が社会において意味あるものになる、というコンセンサスが得られた。平成 27 年度の「自殺対策の改革へ向けて」のシンポジウムでは地域自殺対策の推進が重要となることから、地域における公衆衛生人材の積極的活用が必要であり、精神保健の視点を超えた総合的対策の推進役として公衆衛生関係者の力量が問われるとの議論があった。平成 28 年度に開催された国際自殺対策フォーラムでは自殺対策の新たな方向性があらためて問われ、総合的な自殺対策の中核となるのは、社会医学、応用統計学、経済学、社会学、精神保健学などであることが確認され、本研究班の研究成果が政策へと直結することが、自殺実態プロファイル、自殺対策政策パッケージ、鉄道のホームドア設置の費用効

果分析、自殺未遂者の地域連携の強化などにより示された。2)医療の場における自殺総合対策の推進に資する政策パッケージに関する研究においては、政策パッケージの基本的な要素には、①地域リーダー関与、②地域住民への啓発プログラム、③ゲートキーパー訓練、④ハイリスク者支援があることが明らかになった。今後、関係者がこれらの政策パッケージを活用するとともに、政策パッケージの要素のエビデンスレベルを高めていく必要があると考えられた。3)平成 28 年度メディア・カンファレンス JSSC 主催)～日本の自殺対策における報道のあり方を考える～においては、①報道ガイドラインの課題、②ネット時代における新聞報道の課題、③紙媒体の記事による情報発信よりインターネットや SNS の情報発信により自殺誘発効果の可能性が高いのではないかと、④新聞報道よりテレビ映像による報道の方がより影響が大きいのではないかと、などについて活発な討議が行われた。4)自殺対策のための重要なツールとしての地域実態プロフィールについては、提示されるべきプロフィールの基本要素を作成した。プロフィール作成総数は基礎自治体である市区町村および政令指定都市の区、都道府県の合計 1963 となった。5)地域自殺対策の政策パッケージ～自殺対策計画推進の重要ツールの開発については、地域自殺対策政策パッケージについての基本コンセプトとして、全国どこでも実施されるべき基本政策パッケージと地域特性に応じた地域特性パッケージの二つを設定した。

(2)エビデンスに基づく自殺問題の総合対策の確立に向けた研究:1)統計的証拠に基づく総合的自殺対策の構築:公的統計マクロ情報より詳細なマイクロデータないしは行政情報の探索的要因分析が求められるが、研究者により詳細な分析を可能とする制度設計と共に地域行政のための分析を体系的に支援する仕組みの充実が今後必要である。2)クラスタ

リング手法を活用した自殺のリスク要因分析:自殺死亡率には経年変化パターンと地域における特徴が認められた。ハイリスク集団の自殺念慮において、不安症およびうつ病集団では、抑うつ症状が不安症状と相互作用し自殺念慮の重篤化に寄与することが示され、不安症状のマネジメントの有効性が示唆された。3)経済問題から見た学際的自殺対策研究の推進:保険契約が逆選抜・モラルハザードを通じて自殺を誘発する可能性があること、早生まれの若者の自殺率が約 30%高いこと、韓国ソウルメトロ駅に設置されたスクリーンドアは自殺をほぼ完全に防止することを発見した。4)「児童生徒の SOS の出し方教育」の研究体制整備～教職大学院における人材育成の体制整備の推進～:教職大学院における「児童・生徒の SOS の出し方教育」に関わる将来の教員の人材育成のために、教職大学院の各分校における指導者のエンパワメントを図るため、「命の教育」に関連する図書の整備を行った。また、「児童生徒の SOS の出し方教育」への理解を深めるため、北海道教育大学の担当者が自殺総合対策推進センターの地域自殺対策研修に参加し、わが国の自殺対策全般に関する知識と技能を修得した。平成29年3月19日(日)にシンポジウム「自殺総合対策における「命の教育」—生きる支援に向けた SOS の出し方教育—」を開催した。4)インターネット・モニター調査にもとづく若者の自殺に関する大規模調査分析結果とその意義～自殺念慮は解消しないのか～:パネルデータの入手と分析から若年層における自殺のハイリスク層の存在を確認するとともに、離婚・死別などの人生上の出来事が自殺念慮を抱ききっかけになっていることが分かった。今後はこうしたパネル分析を若年層以外の高齢者などにも広げ、年代の相違によって要因が違ってくるのかを検討することが重要になっている。

(3)国際的動向を踏まえた我が国の自殺対策の政策展開の可能性に関する研究:1)韓国の地域

づくり型自殺対策の現状と課題に関する研究:韓国華城市を訪問し、同精神保健センター所長及び自殺対策担当者に面談調査を実施した。面談の内容は、華城市の自殺対策の現状と課題に関するものであった。また、華城市長と面会し、華城市の政治経済課題と自殺対策に関する市長の問題意識等を聞き取った上で、意見交換を行った。2)自殺対策の法制度に関する日韓比較分析:日本の「自殺対策基本法」(2006年)と韓国の「自殺予防及び生命尊重文化醸成のための法律」(2011年)の条文構成・条文内容を比較分析し、共通点と差異を明らかにした。3)アイルランド共和国における自殺対策について～その死因究明制度と全国自傷登録制度並びに自殺対策への波及効果を中心に:死因究明制度の実務と自殺対策については、外因死の疑いのある死や死因不明の死はすべて地区のコロナーに届け出られ、内因死であることが明らかになった死体以外はすべて法医病理学者による解剖が依頼される。中央統計局 Central Statistics Office (CSO) が、更にコロナーの情報が十分でないと判断した場合、警察に対する照会等により更に情報を集め、より精度が高い統計を作成する仕組みになっている。自殺対策を実施する上で、正確な統計を得られるメリットがあるが、迅速性に乏しい点はタイムリーな自殺対策の実施上、デメリットが認められる。アイルランドの自殺対策戦略の特徴として、多分野協働の自殺対策が重視されている点は、我が国と同様であるが、次の点が異なる。自殺率の減少だけでなく、自傷率の減少も目標として設定していること、基本戦略の中に、自殺のリスクのある人たちが援助希求をしやすくなるような働きかけと自殺手段の制限を挙げていることである。4)WHOの自殺対策の動向～mhGAP Forumの概要と地域自殺対策ツールの開発～:開発されたツールキットはWHOが世界各国での地域自殺対策推進の要点を解説したものであり、地域に焦点を当てた対策の進め方についての

考え方と方向性を示している。日本の自殺対策改革の方向性である地域自殺対策推進という観点で、世界の最新動向がわが国の自殺対策の動向と方向性が一致していた。

## D. 研究の総括

3年間の研究の成果として、自殺総合対策の政策形成に実質的な貢献をなす事ができた。

1)平成28年4月1日に施行された改正自殺対策基本法において、「自殺対策は生きることの包括的な支援」との理念が明記されたが、これは本研究班で討議された内容が反映されている。また自殺対策が総合的な観点から実施されなければならないという改正法の条文についても、本研究班で討議された内容が反映された形になっている。

2)平成29年以降に策定される市町村の地域自殺対策計画の策定において重要なツールとなる地域自殺実態プロフィールと地域自殺対策政策パッケージが、本研究班において開発された。

3)平成28年12月から平成29年4月にかけて開催された厚生労働省の「新たな自殺総合対策大綱の在り方に関する検討会」において、本研究班の本橋と清水が構成員として審議に加わり、新しい大綱の枠組みづくりに関与した。

以上、学際的・国際的アプローチによる自殺総合対策研究の成果を社会にただちに役立てるという社会設計科学としての自殺総合対策学の在り方を示すことができたことは、本研究プロジェクトの大きな成果だったといえる。

F. 健康危険情報 なし

G. 研究発表

1. 論文発表

1)本橋豊：自殺対策の推進に向けた公衆衛生人材の育成，第75回日本公衆衛生学会総会，大阪，2016年10月。

2. 学会発表

1)本橋豊：国際的・国際的アプローチによる新たな自殺総合対策の推進，第1回国際自殺対策フォーラム，東京，平成29年1月22日。

2)本橋豊：生きる支援に向けた児童・生徒のSOSの出し方教育—国の政策の今後の方向性、命の教育シンポジウム2017、札幌市、平成29年3月19日。

H. 知的財産権の出願・登録状況 なし